

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画の修正（案）概要（令和2年度）

背景

①新型コロナウイルス感染症流行下に係る記載

②原子力防災訓練等を通じた見直し

③国の計画修正等の反映

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）

主な修正項目

1 新型コロナウイルス感染症流行下に係る記載

○基本的な考え方（防護措置等）

- ・住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とし、従来の防護措置を基本としつつ自然災害とパンデミックが重なった場合を想定した対応を行う。
- ・避難者等の感染防止のため「3つの密」を避けるとともに、防災業務関係者の感染症対策を徹底する。この際、非接触型及び短時間での対応に留意する。住民に対しては、安定ヨウ素剤の緊急配布、避難及び避難地域検索の際に、事前の検温の実施、マスクの着用などの必要な感染症対策について事前に周知を行う。（第5章〔新設〕感染症流行下における対策）

2 原子力防災訓練等を通じた見直し

- 県前方対策本部の設置
 - ・住民避難開始後に、避難が予期のように進展しない場合、予期しない状況に遭遇した場合など緊急の現地対応を必要と認められた場合は、迅速に状況を把握し対応するため、避難の焦点となる場所に知事を本部長とする県前方災害対策本部を臨時設置する。（第3章 緊急事態応急対策 第3節 活動体制の確立）

- 原子力防災支援拠点の整備
 - ・避難地域時検査会場開設に係る原子力防災支援拠点の一括管理などを行う補給基地型の原子力防災支援拠点を整備する。

平時には原子力防災業務関係者に対する研修・訓練、住民に対する資機材に係る広報・啓発施設として利用。緊急時には避難地域時検査会場の開設・運営に係る後方支援拠点及び他地域から原子力防災資機材等が融通された場合の資機材等受入・集積拠点として利用。

（第2章 原子力災害事前対策 第11節 救助・救急、医療、消防及び防護資機材等の整備）

3 国の計画修正等の反映

- 避難経路の確実な確保
 - ・自然災害等により道路等が通行不能な場合の復旧や降雪時の避難経路の確保体制について記載。（第3章 緊急事態応急対策 第8節〔新設〕避難経路の確保）

鳥取県広域住民避難計画

主な修正項目

1 新型コロナウイルス感染症流行下における記載

○屋内退避・避難等防護措置における感染症対策

- ・屋内退避中は放射性物質による被ばくのリスクの低減を優先し、扉や窓の開閉等による換気は行わないことを基本とする。
- ・避難車両乗車中、UPZ内を越えるまでは窓の開閉等による換気は行わないことを基本とする。
- ・ただし、感染症対策の観点から国又は県等からの確実な換気の指示等があった場合は30分に1回程度の換気を行う。

（第2章 実施要領 2 避難実施の考え方 2.14新型コロナウイルス等感染症下における避難）

○避難者への健康確認・検温等の実施

- ・避難地域時検査の実施に併せて健康確認等を実施し、健康確認書（検温、健康状態の確認結果の記載）を交付する。健康確認等の結果、感染症検査等医療機関等での対応の必要が認められた場合は、設置した待機場所まで待機し、専用車両で医療機関等へ搬送する。

（第2章 実施要領 2 避難実施の考え方 2.14新型コロナウイルス等感染症下における避難）

2 原子力防災訓練等を通じた見直し

○車両検査の先行の実施

- ・避難地域時検査は、あらかじめ定められた会場で行うが、避難の円滑化を図るため、避難状況等に応じて避難経路上の適地における車両検査の先行実施について検討する。（第2章 実施要領 4 避難の支援方法 4.4.3避難地域時検査会場）

○安定ヨウ素剤緊急配布体制の強化

- ・避難状況に応じて、避難者が避難車両から降車せずに受け取る配布方法（車両内配布やドライブスルー方式等）を検討する。

（第2章 実施要領 2 避難実施の考え方 2.8 自家用車による避難）

○原子力防災支援拠点による防災体制の強化

- ・原子力災害発生時は民間輸送業者等により、管理している資機材を輸送し、避難開始までに避難地域時検査会場を開設する。また、避難地域時検査会場の後方支援拠点とするとともに、他地域等から支援される資機材等の受入、管理を行う。

（第2章 実施要領 4 避難の支援方法 4.4.12原子力防災支援拠点）